

(別記4 - 2)

## 三重県農地・水・環境保全向上対策協議会事務処理規程

平成26年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、三重県農地・水・環境保全向上対策協議会(以下「協議会」という。)における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 協議会の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分)

(事務分担組織 責任者)

- |                                    |                          |
|------------------------------------|--------------------------|
| 一 農地維持支払交付金に係る事務                   | 三重県土地改良事業団体連合会<br>指導情報課長 |
| 二 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に係る事務 | 三重県土地改良事業<br>団体連合会指導情報課長 |
| 三 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に係る事務    | 三重県土地改良事業団体連<br>合会指導情報課長 |
| 四 資源向上支払交付金(地域資源保全プランの策定)に係る事務     | 三重県土地改良事業団体連<br>合会指導情報課長 |
| 五 資源向上支払交付金(活動組織の広域化・体制強化)に係る事務    | 三重県土地改良事業団体<br>連合会指導情報課長 |
| 六 多面的機能支払推進交付金に係る事務                | 三重県土地改良事業団体連合<br>会指導情報課長 |

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る三重県農地・水・環境保全向上対策協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る三重県農地・水・環境保全向上対策協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

( 雑則 )

策 4 条 多面的機能支払交付金実施要綱 ( 平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号 )、多面的機能支払交付金実施要領 ( 平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255 号 )、三重県農地・水・環境保全向上対策協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

平成 24 年 4 月 6 日制定の協議会事務処理規程は廃止し、新たにこの規程を平成 26 年 4 月 1 日から施行する。